

○静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に  
基づく個人番号の利用等に関する条例（案）

平成27年12月15日

条例第111号

（趣旨）

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（個人番号の利用範囲等）

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長が行う次に掲げる事務とする。

- （1）重度心身障害者に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
- （2）静岡市交通遺児等福祉手当条例（平成15年静岡市条例第152号）による交通遺児等福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- （3）ひとり親家庭等に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

第4条 市長は、別表の左欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

2 市長その他の執行機関は、特定個人番号利用事務（法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。）を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報（法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。以下同じ。）であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 第1項本文の規定による特定個人情報の利用又は前項本文の規定による利用特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報又は当該利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（平30条例19・令6条例19・一部改正）

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第1項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成28年12月13日条例第102号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月20日条例第19号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月19日条例第19号)

この条例中別表の改正規定は令和6年4月1日から、第4条の改正規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。

附 則 (令和6年10月15日条例第75号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例別表の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)第12条の規定による改正前の児童手当法附則第2条第1項の給付の支給の事務を処理するために利用する特定個人情報については、なお従前の例による。

附 則 (令和8年 月 日条例第 号)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

(平28条例102・平30条例19・令6条例19・一部改正)

事務	特定個人情報
1 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこ	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(生活保護法に準じて行われる生活に困窮する外国人に対する保護の実施若

<p>これらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税若しくは森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報を含む。以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「後期高齢者医療給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳に関する情報（以下「身体障害者手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「精神障害者保健福祉手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
<p>2 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に</p>	<p>老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する情報（以下「老人福祉措置等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する情報（以下「健康増進事業関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>

要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する情報（以下「感染症医療関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	精神保健福祉法による診察、入院措置、費用の徴収又は退院等の請求に関する情報（以下「精神保健診察等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務に準ずる生活に困窮する外国人に係る生活保護に関する事務であって規則で定めるもの	老人福祉措置等関係情報であって規則で定めるもの
	健康増進事業関係情報であって規則で定めるもの
	感染症医療関係情報であって規則で定めるもの
	精神保健診察等関係情報であって規則で定めるもの
4 中国残留邦人法による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	老人福祉措置等関係情報であって規則で定めるもの
	健康増進事業関係情報であって規則で定めるもの
	感染症医療関係情報であって規則で定めるもの
	精神保健診察等関係情報であって規則で定めるもの
5 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	障害者総合支援関係情報であって規則で定めるもの
	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの

<p>特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>6 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者総合支援関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>7 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者総合支援関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>8 障害者総合支援法による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの</p>

9 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
	精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
10 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
	精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
11 重度心身障害者に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	障害者総合支援関係情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの
	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
	精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
	ひとり親家庭等に係る医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置をい

	う。)又は日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報(以下「障害児入所支援等関係情報」という。)であって規則で定めるもの
12 老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの
13 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	年金給付関係情報であって規則で定めるもの
	後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの
14 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	重度心身障害者に係る医療費の助成に関する情報(以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの
	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	年金給付関係情報であって規則で定めるもの
	ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
14の2 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
15 高齢者の医療の確保に	地方税関係情報であって規則で定めるもの

<p>関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	年金給付関係情報であって規則で定めるもの
	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
	精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
<p>16 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
<p>17 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの
	障害者総合支援関係情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの
	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
	精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの	

18 難病法による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの
19 感染症予防法による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの
20 精神保健福祉法による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	
	障害者総合支援関係情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの
21 削除	
22 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
23 削除	
24 削除	
25 静岡市交通遺児等福祉手当条例による交通遺児等福祉手当の支給に関する事務であって規則で定	地方税関係情報であって規則で定めるもの

めるもの	
26 児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	障害児入所支援等関係情報であって規則で定めるもの
27 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
	障害児入所支援等関係情報であって規則で定めるもの
28 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
29 ひとり親家庭等に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	障害者総合支援関係情報であって規則で定めるもの
	重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
	精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
障害児入所支援等関係情報であって規則で定めるもの	